

# 官収前の高島炭坑をめぐる一考察

金 光 男 (茨城大学人文学部准教授)

## 要約

本稿では士族反乱と英国資本の石炭産業への介入という観点から高島炭坑の官収に至った要因を検討する。1868(明治1)年に高島炭坑は英国商社と佐賀藩の合資契約により日本初の機械設備による開発が始まった。しかし1874年1月には官収され工部省に移された。その直後に佐賀の乱が起こり、わずか10ヵ月後には後藤象二郎に払い下げられた。従来から高島炭坑を知行地として支配してきた深堀家による採炭は技術的限界から低迷していた。幕末に至り新しい石炭需要が生まれ、佐賀本藩代品方が欧米商人との取引の経験から石炭開発に注目し高島炭坑を深堀家から召し上げ、英国資本との共同開発を手掛けた。ところが明治新政府は、佐賀藩の石炭を担保とする外資との共同経営を認めず、最終的には買収によって国有化した。新政府は、高島炭坑や他の石炭坑が英国資本の利権支配の下に置かれることを恐れており、また同時に旧佐賀藩の不平等士族たちが外国からの武器輸入の原資として高島炭坑を利用すること、すなわち反政府運動に資金的拠り所を与えることを警戒したためであろう。

キーワード：高島炭坑，日英共同事業，外資排除，士族反乱，官収

## <目次>

1. はじめに
2. 佐賀藩家老格深堀家と石炭
3. 佐賀本藩の代品方
4. 炭坑事業への英国の介入
5. グラバー商会との「御組合」
6. おわりに

### 1. はじめに

1868(明治1)年、高島炭坑は、英国商社(グラバー商会)と佐賀藩(松林源蔵)の合資契約によって日本で初めて近代的機械掘削による開発が始まった。高島炭坑は、グラバー商会の倒産(1870年)、債権者オランダ商社の管理を経て、1874(明治7)年1月に政府買収によって工部省の官営となった。その直後の2月に佐賀の乱が起こり、11月には元土佐藩出身の自由民権運動の指導者の一人だった後藤象二郎に高島炭坑は払い下げられた。

高島炭坑の官収に関して従来の研究では、佐賀

藩と英国資本との高島炭坑共同開発を炭坑事業の半植民地的経営に近いものと理解し、その官収が新政府による外資排除政策を通じた石炭産業育成への第一歩として取り扱っている<sup>①</sup>。「鉦山心得書」(明治5年)や「日本坑法」(明治6年)の規定からも明らかなように、政府が鉦山部門から外国資本を排除しようとしていたことは疑いようのない事実だろう。基本的にはこうした見方は正しいし、議論も尽くされているだろう。しかし高島官収の主たる要因が「外資排除」であった事それ自体は理解できるが、それ以外にもう一つ別の、あるいは幾つか別の要因が洩れている可能性はないのだろうか。はたして単純にこの外資排除のみが高島炭坑の官収理由であるのだろうか。というのは、高島炭坑の官収後わずか10ヵ月にしてジャーディン・マジソン社(以後JM社)に資金的にも販売面でも依存する後藤象二郎に払い下げている。当時の後藤象二郎の経済的活動は蓬萊社を通じてであったが、その蓬萊社は深刻な資金不足に陥っており、貢米などの官金を取り扱う指定業者である

蓬萊社の経営的苦境を政府が知らないはずがないと思われる。マクマスターの研究によれば [McMaster, p.225, 227], この払い下げの時、政府は外資排除の基本国策を否定することになることを、初めから知りつつ、自由民権派への宥和策としてあえて払い下げを実施した。しかもその後、中国市場向けの高島炭の独占的販売権を外資 (JM 社) が掌握し、高島炭坑の管理運営も実質的に外資が行うことになると政府は認識していたであろう<sup>②</sup>。したがって1874 (明治7) 年に高島炭坑が官収されたのは、外資排除という理由だけではなく可能性もあると思われる。他にも理由があったのではないか。

本稿では高島炭坑の官収に至る前の状況を出来るだけ詳しく史実に基づいて検討し、官収に至った因果関係を考察したい。その際、明治維新直後の政治的統合と外国資本との何らかの関連を探究することを試みる。言い換えれば、幕末から明治維新を経て高島炭坑が官収されるまでの期間を対象として、士族反乱と英国資本による石炭産業への介入という観点から、明治維新政府の炭坑政策を再考したい。

## 2. 佐賀藩家老格深堀家<sup>③</sup>と石炭

十七世紀半ばから、佐賀藩は筑前藩と交代で隔年毎に長崎を警備する役目についていた。幕末には異国船の出入りを監視し備砲を備えた物見や御台場が作られ、佐賀藩は沿岸防備 (軍事力近代化) に力を注いだ。この長崎警備の最前線にあったのが伊王島、沖ノ島、高島、香焼島、神ノ島などの深堀見張りの番所や御台場だった。[鍋島藩深堀史料集成, pp.344-353.]

1831 (天保2) 年には香焼島に対岸の深堀藩から「香焼詰 (香焼団結)」と呼ばれた軍事訓練を受けた武士団が土着して常時駐屯した。深堀家は佐賀鍋島家上級家臣の家老格で6千石の知行地を治め、香焼島の対岸あたりから野母崎にかけての一带 (現在の長崎半島の一部) と香焼島 (蚊焼島)、高島、伊王島、沖ノ島などを支配していた。[香焼

町郷土誌, pp.8-17]

はじめ香焼島の石炭採掘は16世紀に農民の副業として勝手掘りとして行われていた。農民は石炭を薪と混合してか、あるいは代用として使っていたようだ。それが深堀の鍛冶用炭、瀬戸内の塩田需要によって18世紀から19世紀初めの専業小経営化を経て、深堀家臣 (渡辺聞櫓・深堀棟伍) に召し上げられ、1861 (文久1) 年には深堀家財政をまかなう深堀藩営の「御上山 (御手山)」となった [香焼町郷土誌, pp.20-23]。香焼島のみならず高島の石炭採掘にも係わっていた深堀家は、1786 (天明6) 年には総計12万8千俵におよぶ石炭を積み出し販売していたとも言われている。高島や香焼島の石炭は深堀家の支配下で相当規模、すなわち芸州や予州へ二十反帆船25艘で運ばれていたという [武野要子 A, pp.569-570]。深堀家は18世紀末ごろから専業の民間炭坑小経営に対して小物成 (税金) を課している。

しかし深堀藩の炭坑事業は一手事業として独立して行われたものではなかった。ここに1867 (慶応3) 年に深堀家から佐賀本藩に出された「奉願口上覚」がある。これは慶応3年12月11日の藩の日記に記された石炭の課税についての記録である。すこし長文であるが以下に引用したい。

「高島、香焼島塊炭御見揚代銀其の外諸懸物等の銀立廉に最前願奉り夫々仰付け置かれ尤も右の外百斤に付き銀貳分も運上の儀是迄相渡し来られ候。、 <中略>、。以上

卯九月 左馬助内 渡辺五郎右衛門

吉岡大助殿

其の外

奉願口上覚

高島、香焼島石炭旅出百斤に付き冥加銀五厘づつ々々相懸けられ候段相達せられ候に付き深堀の儀自余に相置かれず古来より御仕成来り候に付き二重納めの儀届合難く相除き下され度き段最前願候処御小物成所納銀の儀は自余一般相納め候御申越にて御役内御仕組の儀は塊石一式御買揚下炭旅出に付き冥加銀御取納相成り候に付いては二重御取納

めの訳に無之何分御聞咎られ難きに付打過御取納相成る儀に候段今又相達せられ候。

右は深堀物成高の内四百六拾石余は海成にて相続致し候に付海中より取払い候。魚類は勿論米酒其の外諸色海上運送の商品迄運上所務致し候に付き深堀占津より何れの筋へも別段納銀等仕来らずの処御小物成所御法に洩れ候余りに相置かざる儀に付き俵銭相かかり候段安永年中御小物成所より相達せられ候へ共其通りにては先〇相違致〇〇難渋は申す能わず蔵方にてても所務相減じ相続差し支へ候訳を以て最初俵銭〇〇〇候。尤も自余相置かざる御法に洩れ候に巨り憚り多く存じ奉り候に付取立て候運上の御初穂冥加のため銀拾五枚蔵方より相納め度き旨願奉り最所海成り取り納め筋事情自余相置かざる訳柄御聞咎められ願通り仰付けられ候。以来御〇納相成来り自余一般相納められ候,,」[郷土史深堀, pp.105-107.]

とあり、これまで佐賀本藩から塊炭百斤につき二分の運上(税金)を納付してきたが、この度、新たに高島と香焼島の石炭旅出(他領への販売)について百斤につき五厘の冥加銀を命じられ、二重課税となるのでどうか冥加銀の命を取り消してくれるように願い出ている。さらに魚類、米、酒などの海上輸送される商品と共に俵詰された石炭も安永年間(1772-1780年)から佐賀本藩によって課税されていたことも示されている。このように佐賀本藩との重層的な関係の下に、深堀藩の石炭との関わりは18世紀後半から続いており、幕末には深堀藩の「御上山」として経営されていた。またその所領であった高島や香焼島の石炭は鍛冶用(深堀)、塩浜用(旅出)として領内や瀬戸内塩田に売られたようだ。

### 3. 佐賀本藩の代品方

開港後、幕府は1860(万延1)年に安政条約交換使節を米国に派遣したのをはじめとして、1861(文久1)年(欧州)、1863(文久3)年(欧州)、1865(慶応1)年(英仏)、1866(慶応2)年(ロ

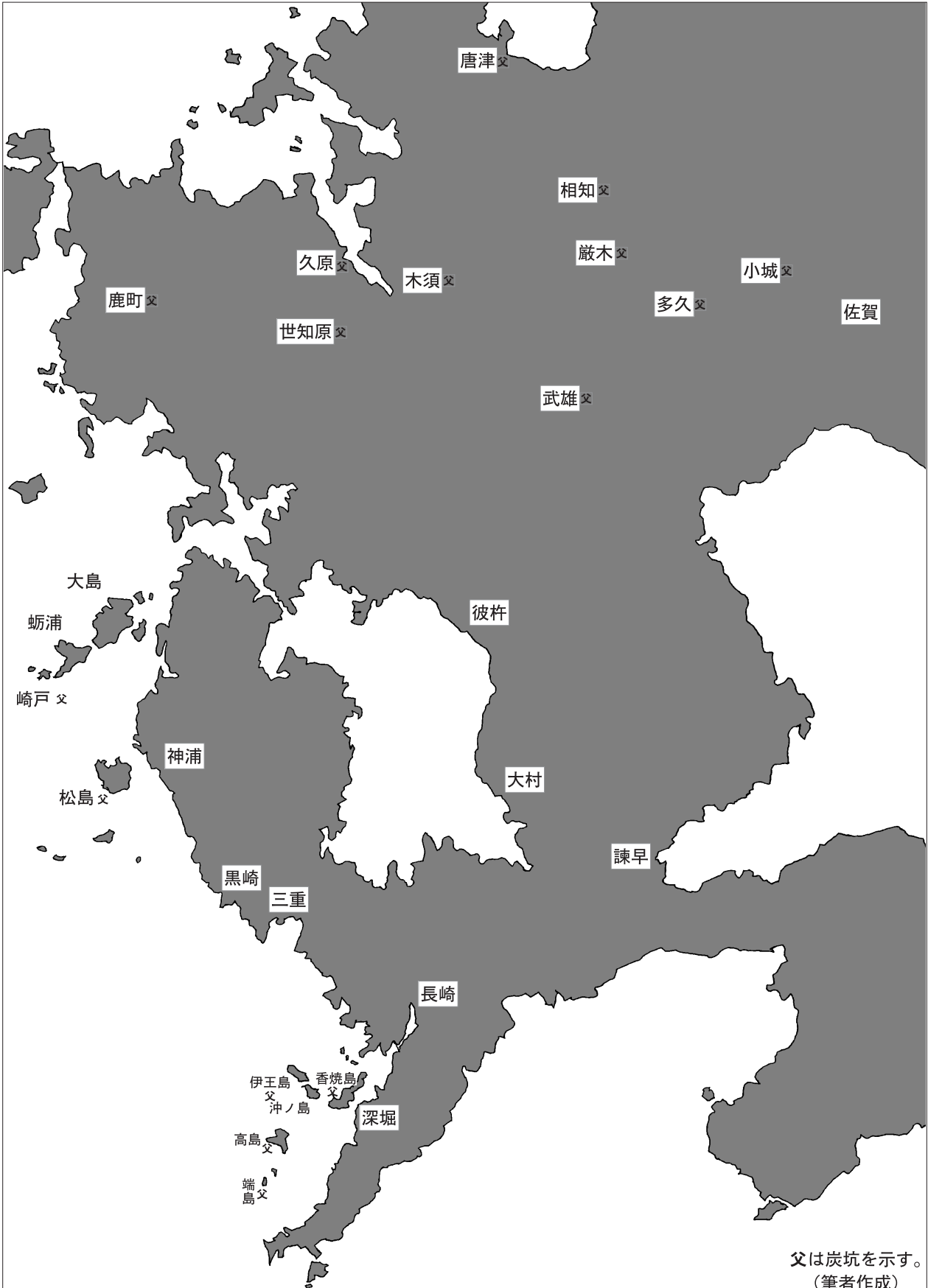
シア)、1867(慶応3)年(仏)と使節を派遣している。これにくわえて幕府、薩摩藩、長州藩、佐賀藩などが欧米に留学生を送り込み欧米諸国の科学技術の摂取に取り組んでいた。さらに幕府、諸藩は洋式艦船・兵器製造、製鉄所建設などに巨額の費用を投入した。まさにこの「海防」の時代をリードしていたのは、様々な問題や矛盾を抱えながらも、洋式技術の導入に積極的だった幕府と藩政改革を経た一部諸藩であった。

この社会的潮流の中で、とりわけ佐賀藩は早くから洋式工業の創設に取り組んだ。佐賀藩の苦しい財政を補うために長崎を通じた外国貿易にも積極的であり、主としてイギリス資本が進出した上海、香港など中国市場向けに米と石炭の輸出が行われた。さらに佐賀藩は幕府、諸藩と同様に貨幣改鑄、御用金調達、藩札発行、および外国負債によって財源を捻出した。

このような時代において幕府は代官に命じて幕領とその周辺地域での炭坑調査をおこなった[森永種夫, p.83]。石炭への関心が高まったのは幕府のみならず薩摩藩や佐賀藩においても同様であった。

佐賀藩では1850(嘉永3)年に軍備の洋式化を企図し、蒸気船製造方を置き、その財源を得るために代品方を設け、陶磁器、蠟、石炭などの殖産を奨励した。この代品方は貿易官のような役職で、大坂で佐賀藩の物産を販売して外国から「軍器船舶其他の物品」を買入れる為の代価を得ることが務めであった。大隈重信(八太郎)はこの代品方の規模を拡張し長崎と大坂に商館を設けて藩の通商貿易を開いた。1856(安政3)年、藩命により佐賀領内の石炭埋蔵地の調査が行われた。1861(文久1)年にも大隈重信と小出千之助に地質鉞脈を調査させている。[大隈伯昔日譚 pp.11-12: 『物語藩史(第八巻)』, pp.92-94: 坪内安衛, pp.45-46]

幕末・明治維新期の長崎、佐賀地方図



一方深堀領内にある高島や香焼島の炭坑は、従来から深堀家の仕組法をもって操業されてきたが、幕末に至って、高島炭坑（広磯，百摩崎，中山などの各坑口の総称）から採掘される石炭は佐賀本藩仕組方の一括買い上げとなった。しかもその買い上げ価格は佐賀本藩によって決定された。かくして高島炭坑は、小頭と呼ばれた日雇労務管理および勘場と呼ばれた諸色（米，味噌，醤油，酒，雑物など）を一手販売するいわゆる「請負稼」による生産を管理していた深堀藩と、石炭の流通販売を掌握した佐賀本藩との二重支配の下に置かれていた [武野要子 B, p.1]。

藩主鍋島直正の側近本島藤太夫（松蔭）が執筆・編纂した史料に、1854（安政1）年から1855年にかけて家老格深堀藩私領の高島および香焼島の炭坑についての記録がある。

「一深堀私領高島・香焼石炭調。高島広磯ト申所。儀平存山。但寅（1854・安政1年）十月より卯（1855年）三月迄出高，尤四月より当今迄まぶ修理中ニ而出炭無之由。一石炭八百六十四万斤。○右者炭性至而直敷，何年困置候而も悪敷不相成由，尤其内したたり炭ト唱へ炭出候時分ハ性合不宜，炭立八尺も有之由。此向凡十ヶ年位堀方相成候而も尽不申，且又此下一丈又ハ八尺も有之，日本第一之上炭ニ有之候得共，底ハ横ニ四百間も堀入居候由ニ而，水車三十段位も□前ニ続」  
「右同所。百摩崎ト申所。善四郎存山。寅（1854・安政1年）十月より卯（1855年）四月迄。一同七百貳拾万斤。右者炭性宜敷前断同様ニ而，炭之高八尺斗之炭，此向三ヶ年位堀候而も尽不申由。尤底横ニ百間斗堀入居，水車貳拾四五段も相懸，惣而風口塞候由ニ而，灯火出来不申，当時堀方相休候由。、， <中略>，，」  
「香焼阿不ト申所。徳松存山。卯（1855・安政2年）正月より九月迄。一石炭百拾七万八千四百斤。右者油気多く炭性宜敷候得共，一体和らかに有之，焚候而おふけ無之，尤此内焼から炭とも鍛冶屋共重ニ相用申候。」 [松乃落葉 卷二, pp.150-152]

これによれば、1854年から1855年の高島や香焼島において各坑口（間歩，坑道）の採掘権（存山）を持つ者（儀平，善四郎，徳松など）の請負によって具体的な生産高，炭層規模，石炭性状，および当時の技術水準を示す記録すなわち坑道内に浸み出した海水を段々に汲みだす水車が30段とか24～5段必要であるとか，坑道に空気を送り込むことが出来ないで明りを灯すことができなくて採掘を休んでいることなど，詳しく報告されている。これによって佐賀藩が安政初期の高島炭坑および香焼炭坑での具体的な生産量，炭坑規模，採掘状況および採炭技術を把握していたことが分かる。

したがって香焼島の安保（あほ）炭坑や高島の百摩崎炭坑が従来の技術，すなわち深堀役所の採炭管理による伝統的な採掘技術では出炭に限界があることを佐賀藩は認識していたのである。しかも幕末当時において従来の塩田需要の外に蒸気船の燃料需要が新たに生まれ，その主たる積み出し港が長崎であり，かつ長崎にて売買される石炭の大半が唐津炭と高島炭であったという事実も，佐賀藩の代品方が知らない筈はないだろう。

佐賀本藩は，西洋式技術で高島の炭坑を藩直営で開発する計画をたて，外国人鉱山技師の指導を受け，炭坑用機械一台をひそかにオランダ船で造船機械と一緒に輸入している [坪内安衛, p.46]。さらに石炭開発に対する佐賀藩の関心に拍車がかかったのは，艦船購入制限が解除され長崎での蒸気船や武器の購入が石炭とのバーター取引によって行われるようになったことがあげられる。こうして佐賀藩とグラバー商会（英国資本）との間で高島炭坑の共同開発が進められることになった。

#### 4. 炭坑事業への英国介入

幕末から明治初期にかけて英国資本による炭坑機械の設置や技術指導あるいは資金援助など様々な形で，佐賀や長崎の石炭坑開発が試みられたのは，高島炭坑だけではなかった。英国資本や英国人技師と共同して山代郷楠久や木須の堅坑が開削されている。たとえば百武作十なる人物が中心と



なって英資本（ボイド商会）から機械設備を導入して木須炭坑の開発に着手している。百武作十は後に佐賀の乱に加わった人物である。さらに1870（明治3）年、佐賀藩士石丸虎五郎、長崎在住の同藩士久米邦武、江越礼太によって英国人技師モリスと共同して山代郷楠久に豎坑を開鑿した。これは翌年7月の廃藩置県と共に廃坑となり、のちにモリスとの間で事業費負担をめぐる問題を残した。[筑豊石炭礦業史年表；炭坑誌；坪内安衛，pp.47-48]

英国資本と何らかの関係を持って開発を試みた佐賀県内、長崎県内、伊万里県内の採炭事業が、廃藩置県後こじれて、日英間での外交交渉の議題となっている。明治五年10月14日に長崎県松島における石炭坑にて「モリス（モリスか?）」の損失申出について、副島外務卿がイギリス公使「ワトサン」と「応接」している。モリスの申し立ては、「損失高何程ト申委細之義」は不明であるが、開発休業中の費用を請求するものであった。なんでも旧約定では掘り出しの石炭の十分の一をモリスに渡すこととなっていたが「休業」ということになり、損失も少なからず、しまいには訴訟の仕儀となったという。[明治五年対話書]<sup>④</sup>

このように当時の高島炭坑が唯一の日英共同事業であったわけではない。ただ、高島炭坑の生産規模や炭質および大口の販売契約といった点が、他の諸炭坑と異なっており、佐賀藩のみならず中央政府としても重視したことは間違いあるまい。明治初期の高島炭は日本最大の生産量をほこり、長崎港で艦船燃料として販売（無税）されたり、上海などへの主要な輸出商品であった。さらに高島炭はロシア海軍、フランス海軍および米国太平洋郵便汽船会社といった大口の顧客と販売契約を結んでいた [日本外交文書<第七巻>，(九-298号)]。しかも政府兵部省（後の陸海軍）は高島炭を唐津炭とともに日本海軍艦船の積み込み燃料として注目していた。事実1870（明治3）年9月から12月にかけて兵部省の軍艦龍驤艦が長崎で高島炭を燃料として大量に積み込んでいる。その代金を請求する文書が佐賀藩から兵部省へ送られてい

る [諸藩願伺]<sup>⑤</sup>。さらに兵部省は1871（明治4）年4月に兵部権大録井後清之と加瀬田新左衛門を唐津藩管内の石炭調査に派遣し、10月には平戸、唐津県下の石炭山の受領採掘を工部省に要求し認められた。同年11月に、兵部省は唐津炭坑を収納して唐津海軍出張所を置き海軍予備炭坑となる [工部省沿革報告，p.52]。もちろん日英共同事業となっている高島炭坑に対しては兵部省の調査活動その他は見られない。

## 5. グラバー商会との「御組合」

江頭の研究 [江頭恒治] によれば、佐賀藩が高島炭坑を英国資本との共同開発に踏み切った理由は三つある。一つは技術的な問題、二つめは一手販売の困難、三つめは開発資金の不足であった。一つめの問題は、洋式採炭を行うための機械設備の設置と運転を当分の間は英国人技師に頼らざるを得なかった点である。つぎの販売上の問題については外国市場に依存していたことによるものである。当時の国内需要は塩田用のものが大半であり消費規模が限られていたため、販路を外国船や中国市場に求めなくてはならなかった。共同事業の佐賀藩側責任者の一人だった松林源蔵が代品方の上海支店開設を建言しているが、まだ海外事情にそれほど詳しくなく海外に販路を求めることは佐賀藩一手では不可能であると判断された。三つめの資金の問題は共同事業の「絶対的な理由」であった。高島炭坑の開発操業費は巨額であり、財政苦しい佐賀藩が独自にまかなう見込みはなかった。しかも高島炭坑共同開発の決定に先立つ慶応4年1月に「天下の危機」に迫られ佐賀藩は軍艦一隻（孟春丸）を購入し、その支払い代金の残金（4万3,750両）を共同事業の契約成立時にグラバー社から借り入れ、将来共同事業で生産される高島炭を抵当に入れた。佐賀藩の財政逼迫をうかがい知ることができよう。

この日英共同事業について、主として佐賀藩側の記録「高島石炭坑記」に依って考えてみよう。この史料は共同事業の契約内容から経緯・状況説

明および採炭実績などの経営内容にいたるまで、佐賀藩によって詳しく記録されたものである。佐賀藩は1868（慶応4）年4月（旧暦）、長崎在任の九州鎮撫副参謀の大隈重信（佐賀藩士）を通じて九州鎮撫総督兼外国事務総督の澤主水正宣嘉の許可を得て〔高島石炭坑記，p.250，267〕，正式に日英共同事業の契約を取り結んだ<sup>⑥</sup>。さらに高島召し上げについては「深堀家来筋呼出問合候処，聊違存無之即御受可仕旨返答被申出候」〔高島石炭坑記，p.267〕と，極めて素っ気ない一文で報告されている。佐賀藩の役人が深堀家の家来を呼び出して高島炭坑の召し上げについて「問い合わせ」，その格下の支藩的な深堀家の家来が聊かも異存無く高島炭坑の佐賀本藩への召し上げを受諾したことが簡単に報告書の中で触れられているのである。

高島炭坑では同年5月に英国人技師モリスを雇用し豎坑開削（北溪立坪）に着手し1869（明治2）年4月に八尺炭層に至り採炭をはじめて生産の目途がついた。販売に関して「兎角，日本人ハ売買共異人ニ便り候半而商法出来不申，＜中略＞，依之，以後彼等同様ニ各国通商をもいたし候通習熟之人出来候半而者，節角御仕組相成候坑方後々廢坑相成候外無之候，依而，先当今ヨリ上海・長崎へ商館被相啓，段々手広彼等同様之商法相整，右入費矢張石炭御益之内ヨリ四分之壱丈年々出捨ニ被差出，」と佐賀藩側では強い関心を示している。国際通商に習熟しなくては今回の共同事業で採炭されても（売れなければ）後々に廢坑にならざるをえなくなるため，これから採炭利益の4分の1を捻出して上海や長崎に商館を開いて，グラバー商会と同様の商法を習得することが具申されている。さらに「カラフル社中ヨリ，石炭一噸ニ付地主納金として金壱両充相納候条約前御座候，右者全ク孫六郎殿へ御渡方相成儀ニ候哉（執政・中・相良・追而御差図相成候事）」となっている。これは荒木丈作と井出善八という雑務局の役人が，採炭を始めたばかりの明治2年4月に深堀藩主鍋島孫六郎へ地代を支払うことになるかどうか伺った文章である。これに対して執政の相良という役

人から，追って指図するという返答がなされている。〔高島石炭坑記，pp.270-271〕。



写真1 高島炭坑軌道（長崎歴史文化博物館所蔵）



写真2 高島石炭積み出し棧橋（同上）



写真3 長崎港石炭積み込み（長崎大学附属図書館所蔵）



写真4 長崎港石炭積み込み(同上)

ここで佐賀藩士松林源蔵、羽宝雷助とグラバー社、英国コンスル(領事)との間で締結された「条約之一通」[高島石炭坑記, p.251-255]という文書の中で、深堀家に関連する事項に注目したい。その条約中に「第三 輸出石炭壺両充之割地主納金之儀、三ヶ月目毎ニガラブル社中一手ニ而相整候事」と規定され、地主深堀家へ輸出炭一トンにつき一両の地代を支払うことが明記されている。佐賀藩の深堀家に対する「配慮」を示すものと解釈することもできよう。ただし、同年同日に「此廉仕替ニ成ル」(別紙盟約)において、「第二 来ル八月第八日ニガラブル社中ヨリ調達スヘキ前条之元銀ヲ、全分払入済込之処、産炭壺両ニ付壺両地主納銀を社中ヨリ引るべく,,,」として、前条に規定したグラバー社から佐賀藩への融資(購入軍艦代残金4万3,750両)を全額支払済となるまでは地代は支払われないこととなっている。少なくとも1871年の契約変更時まで佐賀藩側からその残額が清算されることはなかったようだ。

1871(明治4)年(3~4月頃)の契約変更の際には、「外務省江書付差出候一通」にて「当藩支配所高嶋石炭堀方之儀、去ル慶応四辰年英商ガラブルと別紙イ印之通条約取結、堀方相整罷在候、右者兵馬騒々之時分ニ而、方今之御規則と相振候付、以後之儀ガラブルヲ坑山心遣として雇入候通今又ロ印之通談替,,,」とあり1868年に日英共同事業の条約が締結されたのは騒々しい戊辰戦争の時期であり、現在の政府方針と異なるため、今後

はグラバーを「坑山心遣」として雇用することにしたいと言っている。したがって、新契約では「一 地主納金として、石炭壺両ニ付金壺両之割ガラブル社中一手ヨリ相納候通条約いたし置、右者地主納金之名目を省,,,」となり地代が廃止されることになった。外務省はこの申し出を認めていない。外務省はすでに外国資本と石炭坑の共同事業について否定的な認識を持っていたのであろうか。いずれにせよ、壺両の地代は廃藩置県(1871年7月)となるまで深堀家には支払われることはなかった。

この深堀藩と佐賀本藩との「微妙な」関係の一端を示すものと考えられる出来ごとが起こった。それは1870(明治3)年6月19日に「ガラブル共申談、日雇賃及直下候処、又々挙立凡三、四百人之者共浜辺江屯集、異人部屋器械場等及乱防、可逃去旨申合候付、外国人江対シ不容易儀出来候而不相叶候付、早速深堀田代五八郎へ警備之者差出被呉候様相談申遣候処、致承知候旨返答申来、其間ニ色々手を下シ、相宥罷在、ガラブル商会ヨリ者蒸気船ヨリ銃器等持越候勢ニ相成、既ニ翌廿日夕刻迄も深堀ヨリ警備之者差越不相成、甚当惑之次第ニ付、佐賀政府へ急飛差立候処、南里与助儀諫早ヨリ兵隊引連長崎着被致候砌者,,,」[高島石炭坑記「変事之大概」pp.261-262]。グラバー商会の賃金値下げに対して3~400人の日雇い労働者が「異人部屋」や機械設備を打ち壊して逃走することを計画していたところ、外国人の身に何かあってはならないので早速、深堀藩士田代に警備兵を派遣するよう求めたが承知したという返事のみで、翌日になっても一向に深堀藩からの警備兵はやって来ない。そこで佐賀本藩に急を知らせたところ諫早から兵隊が陸路長崎にやって来たという次第である。深堀から高島まで海路で目と鼻の先であり、その気になれば即日到着する距離である。

ここで深堀藩が高島炭坑を放棄した経緯とその後のことが記録されている史料を見てみよう。

「炭山開闢料金奉願書附

去ル明治元年辰年佐賀旧藩肥前国彼杵郡高島石炭



堅鑛開關相成私共從來堀稼候同島八尺鑛追々御用相成候付差上申候依之右鑛代ヲ以香焼島ニオイテ代鑛相起度奉願候処金三万兩可被相渡旨同四年未八月被相達内一万千五百兩同十月被相渡残一万八千五百兩之高追テ可被相渡筈之処右高島堅鑛佐賀県庁相追御支配不相成鉦山寮御請取之旨御仕組相成候趣奉承知候就而右香焼代鑛之地去春〇〇〇之未財本一万千五百兩之高既ニ払居開關差支罷在候条残金皆〇被御下渡被下度甚〇〇奉願候事情且旧県ヨリ被相達候次第有之手續其折佐賀県庁ヨリ高島〇〇〇〇案内之処御座候委細御引合被下度旁々之趣拜体奉願候

以上

長崎県管下第八大区

肥前国彼杵郡深堀村

居住士族

峰 如松

明治六年

第七月

右同

渡辺聞櫓

長崎県令 宮川房之殿」[有田辰男, pp.79-80]。

これによれば、佐賀本藩と英資本との高島炭坑共同事業によって、深堀藩はそれまでの「御手山」としての高島炭坑支配を放棄させられ、その見返りとして香焼島での採掘権が長崎県令から認められた。しかも三万兩の補償金を与えられることとなり、廃藩置県直後の明治4年8月に1万1,500兩を受け取り、残金1万8,500兩についても後で交付される手筈となっているという。そしてこの度（明治6年7月）高島炭坑が鉦山寮（工部省）による官収となることを聞き及び残金を交付してくれるよう、旧深堀藩士二人の名前で願い出ている。

1873（明治6）年7月付で上記願書を長崎県令に提出した峰如松、渡辺聞櫓は、その翌年2月に工部卿伊藤博文により「不相成候」として残金交付を断られている[有田辰男, p.80]。ところで1874（明治7）年2月1日には、佐賀の憂国党が小野商会佐賀支店に乱入略奪し、いわゆる佐賀の乱がはじまった。江藤新平ははじめ鎮撫するために帰郷し、親戚縁者の多い深堀に逗留し、海産物や石炭を商う「深堀商会」を主宰する渡辺聞櫓や峰如松、および深堀家当主の鍋島孫六郎と会合し

たという[江口功一郎, pp.161-186]。江藤新平が征韓党と憂国党の反政府運動を指揮する為に佐賀に入ったのが2月12日である。深堀藩士たち40名ほどが長崎にて江藤新平に同調するためか、集まったところを捕縛された。上記願書に署名した二人は深堀商会の主宰者であり、深堀藩の重臣である。両名は蜂起に反対であったとしても責を免れることは出来なかったであろう。当然、政府から残金交付が不許可となった。このように高島炭坑をめぐる佐賀藩と深堀家との間には支配被支配という封建的な関係だけでなく、廃藩置県という武士階級全体が直面する問題も介在しており、明治維新をむかえてもそれらを完全に払拭することは出来なかった。

一方、中央政府は封建的仕組を払拭できずにいた旧藩、とくに西南雄藩の士族層の動向に神経をとがらせていた。幕末に西欧諸国から艦船武器を輸入して討幕のために軍事力強化をはかった経験をもつ明治政府指導者たちが、この時期最も恐れたことは九州や四国の旧諸藩士族たちの反乱であった。政府が注視したのが佐賀藩であり、薩摩藩や土佐藩であり、かつまた東北の士族たちの動向であった[大江天也伝記, pp.326-329]。とくに佐賀藩、土佐藩と薩摩藩の士族勢力が呼応し連帯することを恐れていた。中央政府には、そうした不平士族が外国資本と接近して武器を取得する可能性を排除する必要があった。

1870（明治3）年に、中央政府は炭坑事業から外国資本を排除していく方針を確立し、「洋人組合事業」が外務省の規則に違反するので佐賀藩で外国人を雇用するように外務大輔から命令を下した。さらに翌年には旧佐賀藩の高島炭坑運営の継続を不許可とし、高島炭坑の責任者だった松林源蔵と古賀忠四郎による身分の士族から商人への変更を行った上での高島炭坑経営継続の願いを許さなかった。[炭坑誌]

1872（明治5）年5月10日、「此ヨリ先（三月）舊佐賀藩主鍋島直大ソノ管廳（伊萬里縣）ヲ經由シテ本省ニ上請シテ云ク、高島炭坑ハ曩（元年）ニ長崎裁判所（今ノ縣廳ニシテ當時ノ呼称）ノ允可

ヲ得英商「ガラバ」ト結約シ、西洋炭坑法ニ倣イ器械ヲ据付シ、外国人ヲ僱雇シ以テ採掘ニ着手シ為メニ巨萬ノ資ヲ費セリ。、 <中略>、 舊ニ仍テ鑛業ヲ管マント。時ニ本省ノ編纂セル日本坑法ノ草案略ホ脱稿シ該法則中外国人ト併結シテ以テ掘採スルヲ許サザルノ項アルヲ以テ該炭坑ヲ官収シ、本省ノ所管ト為スヲ議決シ、其請ヲ聴サス、之ヲ伊萬里縣ニ令ス」[工部省沿革報告, p.118]。高島炭坑の日英共同事業には巨額の費用がかかっているため、中断するわけにいかず、このまま操業を継続したいという旧藩主鍋島直大の要請を、工部省はそれを「日本坑法」に反する事業であるとして官収することを県庁通じて通告している。

政府の石炭鑛業政策について見れば、新政府は1869年2月に「開鑛規則」を定めて、鑛山の国家所有のもとで人民の開採申請があれば、地方当局はそれを積極的に許可するよう指示している。政府の開採予定にない鑛山は開放して鑛業振興をはかる方針であった。1871(明治4)年4月、太政官布告(第173)「鑛山開採願出方」が出され、「各府県下人民ノ鑛山開鑛ヲ上請スルモノアルトキハ適宜ノ税ヲ課シ之ヲ允可スヘキヲ以テ、其資産性格ヲ精査シ之ヲ上稟ス、」として、鑛業はすべて政府の管掌支配する方針をたて、人民は政府の鑛業を請け負って稼行する法的関係が明確にされた。これは近代日本で初めて鑛業に課税し、府藩県に委任されていた鑛業出願事務の受理、審査の結果を中央政府に申告して許可申請する手続きを明文化したものであった[商工政策史<鑛業・上>, pp.12-48]。かくして、1872(明治5)年3月の「鑛山心得書」の発布となり、鑛業政策の基本方針が明確にされた。政府はすべて鑛物に対する領有権を所有し、鑛業に外国人の介入を禁止した。すなわちこの時点で政府の高島炭坑官収の意思は確実であると思われる。上述の「日本坑法」はこの「鑛山心得書」を再確認し、具体的な法規として定められたものである。高島炭坑が官収されたのは「日本坑法」の翌年1874(明治7)1月であった。

## 6. おわりに

1874年1月16日、政府は長崎市浦五島町に鑛山寮仮出張所を設置し、鑛山権助伊東保義を主任として派遣し、高島炭坑の管理の準備にとりかかった。1月19日には外務省が蘭商社から高島炭坑を領収しそれを工部省へ交付した。その際、外務省は洋銀40万ドルを蘭商社ボードウィンへ支払っている(ボードウィン35万5千ドル、オリエンタル銀行4万5千ドル)。官収の手続きは終わり、10か月後に後藤象二郎に払下げされるまで工部省の官営として運営された。

ここで鑛山局の役人として長く石炭行政にたずさわった田中隆三氏の講演の一部を紹介しよう。「其當時ニ於テハ外国人ニ金ヲ借リマス、殊ニ其借手ガ舊藩主ト云フ有力ノ者ガ或物ヲ抵當トシテ外国カラ金ヲ引出シテ、サウシテソレヲ軍資金トシテ新政府ニデモ叛イテハナラナイト云フヤウナ非常ニ心配ヲシタ」、「政府ノ基礎ガ確乎デナイ」ことに加えて「外国人関係ノ鑛山ニ付テハ随分面倒ガアル、一例ヲ申シマスレバ、高島ノ鑛山ノ如キモ明治ノ初年」に佐賀藩主とグラバーとの契約の結果、のちに蘭商社へ大金を払って「政府ガ之ヲ引上げ」るほどに、政府は「外国人トノ関係ヲ恐レ」ていたと言う[田中隆三, p.158-159]。

今まで見てきたように、江戸時代の後期から石炭に関わって来た地域の封建武士団や佐賀藩代品方は、幕末になり石炭の新しい需要が生まれ、それに応えるために石炭生産力を増大することが技術的に困難であることを認識するようになった。そこで、幕末から艦船や武器の購入をとおして英国商人(グラバー商会)と取引の経験があった佐賀藩代品方は、英国の石炭採掘技術と設備を導入し、融資を受け、中国市場を中心とする海外への販売を委託して、高島炭坑の共同事業「御組合」の契約を取り交わした。ところが、この佐賀藩の石炭を「担保」とした外国資本の導入と経営への共同参入は、当該石炭坑が英国資本による利権支配の下に置かれる恐れがあった。さらに征韓論争以来とくに不安定化した政治状況のなかで佐賀藩

の石炭坑運営がもたらす資金融通や取引関係が外国からの武器輸入や支援につながることを政府は恐れた。しかも強大な軍勢力を保持する薩摩藩士族と佐賀藩、土佐藩の不平士族が結託して反政府運動・反乱を引き起こすことを、中央政府は警戒していた。まさに英国資本との共同開発事業である高島炭坑は、反政府勢力の財源となる可能性を十分に備えていた。こうした国内の政治的不安定からくる要因と外国資本による炭坑支配の排除ということが合い重なって、中央政府は高島炭坑の官収を実行したのではないだろうか。

## 注

- ① 江頭恒治，水沼知一，服部一馬，石井寛治，小林正彬らの研究がある。
- ② この点，石井寛治は McMaster と異なる見解を述べている。すなわちそれを主張するマクマスターも，服部一馬も，それを裏付ける根拠を示さない限り同意しがたいと石井寛治は主張している。しかも石井寛治によれば，後藤象二郎への払い下げ決定の直後に急いで「命令条目」を追加して外資排除規定を定めたことからして，伊藤博文と大隈重信が蓬萊社の外資依存が高島炭坑の経営に決定的な影響を及ぼすことだけは何とか防止したいと考えていたのではないかと，と書いている。石井寛治，p.282。
- ③ 「佐賀本藩」は歴史的成り立ちにより小城藩，蓮池藩，鹿島藩の「支藩」，「御親類領」，「御親類同格」，そして深堀領と神代領の「家老」から成る知行地に区分されていた [児玉幸多ほか編『物語藩史』第八巻，昭和40年を参照]。本論では文脈によって理解しやすいように「深堀家」，「深堀領」，「深堀藩」という言葉を同義にて使用する。
- ④ 毛筆手書きの本史料を郷土史家鯉渕勇雄氏（城里町錫高野在住）のご協力によって解読することができた。氏に感謝申し上げたい。
- ⑤ 「一 高島石炭拾万斤，一万斤ニ付三拾両替，代金三百両。一 同二拾一万七百万斤，右同三拾六両替，代同七百五拾八両五合二枚。一金四両，右ハ雑費用ノ金千六拾二両五合二枚，右ハ御軍艦龍驤長崎ニ於テ支配地高島ヨリ石炭前書之通取調相成候付同艦ヨ

リモ御届相成タル儀ト奉存候依テ右代金御下渡被下度相願候以上 庚午十二月二十四日 佐賀藩 兵部省御中」。

- ⑥ 契約内容については「高島石炭坑記」に原文が記録されており，それに基づいた江頭恒治の研究も参照されたい。

## <資料文献>

- ・有田辰男（1969）「幕末・維新期の石炭産業の一側面」『経営と経済』第116号（昭和44年7月），長崎大学経済学部研究会。
- ・江口功一郎（2004）『宗善記；江藤新平と深堀武士』創芸出版。
- ・江頭恒治（1935）「高島炭坑に於ける日英共同企業」日本経済史研究所編『幕末経済史研究』有斐閣。
- ・Fox, Grace, (1969) BRITAIN AND JAPAN 1858-1883, Oxford at the Clarendon Press.
- ・外務省編纂『日本外交文書』日本外交文書頒布會。<論文中では書名>
- ・服部一馬（1968）「高島炭坑とジャーディン＝マジンソン商会」中川敬一郎ほか編『近代化と工業化』一條書店。
- ・秀村選三ほか校註（1977）『明治前期 肥前石炭産業史料集』文献出版。<論文中では「高島石炭坑記」>
- ・井出以誠（1972）『佐賀縣石炭史』佐賀市；金華堂。
- ・井上馨侯傳記編纂會（1968）『世外井上公傳（第二卷）』原書房。
- ・石井寛治（1984）『近代日本とイギリス資本』東京大学出版会。
- ・金光男（2008）「幕末九州の石炭開発に関する一考察」『The Journal of Eurasian Studies』vol.5, no.3（アジア・ヨーロッパ未来学会：韓国）。
- ・小林正彬（1977）『日本の工業化と官業払下げ』東洋経済新報社。
- ・児玉幸多ほか編（1965）『物語藩史（第八巻）』人物往来社。<論文中では書名>
- ・香焼町郷土誌編纂委員会（1991）『香焼町郷土誌』香焼町。<論文中では書名>
- ・前川雅夫編（1990）『炭坑誌 長崎県石炭史年表』

- 葦書房。〈論文中では「炭坑誌」〉
- ・松尾謙治編 (1949)『高島町文化史』高島町役場。
  - ・McMaster, John, (1963) "The Takashima Mine; British Capital and Japanese Industrialization", BUSINESS HISTORY REVIEW, vol.37, no.3.
  - ・「明治五年対話書 三 蘭魯ト英国之部/10月14日」外務省外交史料館所蔵。〈論文中では「明治五年対話書」〉
  - ・宮本又郎 (1975)「明治初期の企業と企業家—蓬萊社の場合—」宮本又次ほか編『上方の研究 (第2巻)』清文堂。
  - ・水沼知一 (1963)「明治前期高島炭坑における外資とその排除過程の特質」『歴史学研究』No.273。
  - ・森永種夫 (1966)『幕末の長崎』岩波書店。
  - ・内藤初穂 (2001)『明治建国の洋商トーマス・B・グラバー始末』アテネ書房。
  - ・長崎県史編集委員会 (1976)『長崎県史 (近代編)』吉川弘文館。〈論文中では書名〉
  - ・中尾正美 (1965)『郷土史「深堀」』長崎市深堀町。〈論文中では「郷土史深堀」〉
  - ・中尾正美編 (1974)『鍋島藩深堀史料集成』深堀史跡保存会。〈論文中では書名〉
  - ・日本史籍協會編 (1895)『大隈伯昔日譚 (二)』東京大学出版会。〈論文中では書名〉
  - ・ノーマン, E.H. (1993)『日本における近代国家の成立』岩波書店 (文庫版)。
  - ・大橋昭夫 (1993)『後藤象二郎と近代日本』三一書房。
  - ・大久保利通 (1927)『大久保利通文書』日本史籍協會。
  - ・大蔵省編纂 (1931)『明治前期財政経済史料集成<第十七巻>』。〈論文中では「工部省沿革報告」〉
  - ・大町桂月 (1914)『伯爵後藤象二郎』富山房。
  - ・重藤威夫 (1967)『長崎居留地と外国商人』風間書房。
  - ・「諸藩願伺 12月 龍驤艦用石炭代価の義佐賀藩申出」防衛省防衛研究所所蔵。〈論文中では「諸藩願伺」〉
  - ・杉本勲・酒井泰治・向井晃編著 (1987)『幕末軍事技術の軌跡—佐賀藩史料「松乃落葉」—』思文閣出版。〈論文中では「松乃落葉 卷二」〉
  - ・杉山伸也 (1979)「幕末・明治初期の石炭輸出と上海石炭市場」新保博ほか編『近代移行期の日本経済』日本経済新聞社。
  - ・「竹内綱自叙傳」(1967)『明治文化全集』第二十五卷, 雑史篇, 日本評論社刊。
  - ・武野要子 (1977A)「高島炭坑と佐賀藩」秀村選三ほか編『近代経済の歴史的基盤』ミネルヴァ書房。
  - ・武野要子 (1977B)「創業期高島炭坑の経営に関する一試論」西日本文化協会『エネルギー史研究ノート』8巻。
  - ・田中隆三 (1904)「鑛業行政ニ就テ」『日本鑛業會誌』第229号 (明治三十七年三月)。
  - ・筑豊石炭鑛業史年表編纂委員会編 (1973)『筑豊石炭鑛業史年表』西日本文化協会。〈論文中では書名〉
  - ・坪内安衛 (1999)『石炭産業の史的展開—佐賀地域の分析—』文献出版。
  - ・通商産業省編『商工政策史』第一卷 (総説・上, 1985年), 第二十二卷 (鉱業・上, 1966年) 商工政策史刊行会。〈論文中では書名〉
  - ・山口修ほか訳 (1964)『アメリカ彦蔵自伝 (2)』平凡社 (東洋文庫22)。
  - ・雑賀博愛 (1987)『大江天也伝記』大空社。〈論文中では書名〉